

株 主 各 位

東京都港区西新橋三丁目16番11号
愛宕イーストビル3階
株式会社 R I S E
代表取締役社長 芝 辻 直 基

第76回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第76回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

新型コロナウイルス感染防止の観点から、本総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前に議決権を行使いただき、当日のご来場をお控えいただけますよう、お願い申しあげます。

なお、ご出席に代えて、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和4年6月28日（火曜日）午後5時00分までに到着するようご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）より議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 令和4年6月29日（水曜日）午前10時（開場午前9時30分）
2. 場 所 東京都千代田区西神田三丁目2番1号
住友不動産千代田ファーストビル南館2F
ベルサール神保町 ROOM「A B C」
（末尾の定時株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 1. 第76期（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第76期（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役4名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項
次頁「議決権の行使等についてのご案内」をご参照ください。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.rise-i.co.jp>）に掲載させていただきます。

[議決権の行使等についてのご案内]

- (1) 議決権行使書面において、議案に賛否の意思表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットによる方法により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (3) 議決権行使書面とインターネットによる方法とを重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (5) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社にご通知ください。
- (6) 50ページの<インターネットによる議決権行使のお手続きについて>をご確認ください。

(提供書面)

事業報告

(令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度における日本経済は、世界的に広がる新型コロナウイルスの感染症拡大が続き、いまだ収束の兆しが見えない状態になっていることから景気下振れリスクが懸念され、先行き不透明な状況が続いております。

このような状況の下、当社グループは、不動産賃貸事業と不動産管理事業を収益の柱として事業を推進しております。

前連結会計年度において、賃貸不動産の一部を売却したこと等により前連結会計年度より不動産賃貸事業売上高が5百万円減少し169百万円となり、不動産管理事業売上高は管理物件数が増加したことにより7百万円増加し193百万円となり、売上高合計362百万円となっております。これにより売上総利益は6百万円増加し297百万円となりました。経費につきましては、人件費及びその他経費伴に前連結会計年度とほぼ同水準であり、販売費及び一般管理費は304百万円となっております。営業利益は前連結会計年度より7百万円改善し6百万円の営業損失となりました。営業外損益につきましては、営業外収益は2百万円、営業外費用は支払利息3百万円を計上し3百万円となりました。これらにより経常損益は8百万円の経常損失となっております。また、特別利益では固定資産売却益8百万円、特別損失では減損損失29百万円、固定資産除却損3百万円をそれぞれ計上しており、この結果、法人税、住民税及び事業税、法人税等調整額計上後の親会社株主に帰属する当期純損失53百万円となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高は不動産賃貸事業売上高169百万円（前期は174百万円）、不動産管理事業売上高193百万円（前期は185百万円）の合計362百万円（前期は360百万円）となりました。売上総利益は297百万円（前期は290百万円）、営業損失は6百万円（前期は14百万円の営業損失）、経常損失は8百万円（前期は0百万円の経常利益）、親会社株主に帰属する当期純損失は53百万円（前期は52百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

- ② 設備投資の状況
当連結会計年度は、特に記載すべき事項はありません。
- ③ 資金調達の状況
当連結会計年度は、特に記載すべき事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
当連結会計年度は、特に記載すべき事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
当連結会計年度は、特に記載すべき事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
当連結会計年度は、特に記載すべき事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
当連結会計年度は、特に記載すべき事項はありません。

(2) 財産および損益の状況

(単位：百万円)

区分	第 73 期	第 74 期	第 75 期	第 76 期 (当期)
	(30. 4. 1～ 31. 3. 31)	(31. 4. 1～ 2. 3. 31)	(2. 4. 1～ 3. 3. 31)	(3. 4. 1～ 4. 3. 31)
売上高	141	294	360	362
経常利益(△損失)	△107	△54	0	△8
親会社株主に帰属する 当期純利益(△純損失)	△109	172	△52	△53
1株当たり当期 純利益(△純損失)	△2.65円	△0.29円	△2.05円	△2.06円
総資産	2,315	2,555	2,554	2,400
純資産	1,969	2,142	2,089	2,036

(注) 第74期から第75期までにおける数値は、過年度遡及修正による決算数値の訂正を反映したものであります。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社であるヨウテイホールディングス合同会社は、当社の普通株式 48,966,772株、優先株式6,244,307株を保有しております。なお、当該優先株式の取得請求権の行使期間は、平成29年7月31日をもって満了しております。

親会社と当社との間には、当社の重要な財務および事業の方針に関する契約等はありません。当社は当社独自の経営判断で事業活動や経営上の決定を行っており、親会社からの一定の独立性が確保されているものと考えております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
FREアセットマネジメント株式会社	100	100	不動産の賃貸および管理
株式会社プレスト	100	100	不動産の売買、賃貸、管理ならびに仲介斡旋、不動産信託受益権の保有、売買および運用

※当社の100%子会社であった株式会社プレストは、令和3年8月31日開催の同社株主総会決議により同日解散を決議しております。

③ 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
FREアセットマネジメント株式会社	東京都港区西新橋三丁目16番11号	719百万円	1,989百万円

(4) 対処すべき課題

今後の不動産市場を取巻く環境は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大に伴い、今後の日本経済を取巻く環境は悪化し、先行きは極めて厳しい状況が続くものと予想されます。

このような環境の下、当社グループの中核事業であります不動産賃貸事業や不動産管理事業にも新型コロナウイルス感染症拡大による影響が予想され、感染症拡大が長期化した場合には当社グループ事業への影響は大きなものになってまいります。今後は、不動産賃貸先、不動産管理物件オーナー、ユーザーとの関係をこれまで以上に緊密にし、サービスの提供に努め事業への影響を最小限にとどめるように対処していく所存であります。

これらと併せて恒常的に経費の削減を進め利益とキャッシュ・フローを重視して事業の拡大を推進していく所存であります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも格別のご理解と変らぬご支援・ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（令和4年3月31日現在）

不動産の賃貸および管理

(6) 主要な事業所（令和4年3月31日現在）

株式会社R I S E（当社）

本 社：東京都港区

FREアセットマネジメント株式会社（子会社）

本 社：東京都港区

(7) 使用人の状況（令和4年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
12名	0名

(注) 使用人数には、パートタイマー、アルバイトおよび休職者を含みません。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
3名	0名	59.0歳	12.9年

(注) 使用人数には、パートタイマー、アルバイトおよび休職者を含みません。

(8) 主要な借入先の状況（令和4年3月31日現在）

金融機関からの借入金はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社の100%子会社であった株式会社プレストは、令和3年8月31日開催の同社株主総会決議により同日解散を決議しております。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（令和4年3月31日現在）

- | | |
|------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 165,000,000株 |
| 普通株式 | 145,000,000株 |
| 優先株式 | 20,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 102,257,584株 |
| 普通株式 | 96,013,277株 |
| 優先株式 | 6,244,307株 |
| ③ 株主数 | 11,442名 |
| 普通株式 | 11,442名 |
| 優先株式 | 1名 |
| ④ 大株主の状況 | |

株主名	持株数			持株比率
	普通株式	優先株式	合計	
ヨウテイホールディングス合同会社	48,966千株	6,244千株	55,211千株	53.99%
小松 稔	3,379千株	－千株	3,379千株	3.30%
山田 祥美	1,300千株	－千株	1,300千株	1.27%
マネックス証券株式会社	1,213千株	－千株	1,213千株	1.19%
株式会社チンタイバンク	884千株	－千株	884千株	0.87%
RBC CAPITAL MARKETS, LLC-2	875千株	－千株	875千株	0.86%
末澤 多津子	725千株	－千株	725千株	0.71%
藤原 正樹	700千株	－千株	700千株	0.68%
田辺 明	670千株	－千株	670千株	0.66%
増 渕 雅 人	611千株	－千株	611千株	0.60%

- (注) 1. 上記の持株数は株主名簿に基づき記載しております。
 2. 持株比率は、自己株式65株を控除して計算しております。
 3. 当社取締役会において、令和4年3月31日を基準日とする優先株式の優先配当金の支払について決議していないため、優先株式は、当社第76回定時株主総会において議決権を有しております。

(2) 新株予約権等の状況（令和4年3月31日現在）

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当する事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当する事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役および監査役の状況（令和4年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役社長	※芝 辻 直 基	株式会社プレスト 代表清算人 FREアセットマネジメント株式会社 取締役
取締役	山 口 達 也	FREアセットマネジメント株式会社 取締役 ブルーホライズン債権回収株式会社 常務取締役
取締役	伊 藤 正 男	
取締役	森 岡 幸 人	株式会社クオーレ 代表取締役 株式会社エムズ・プロウ 代表取締役 株式会社オリンボスホールディング 代表取締役 オリンボス債権回収株式会社 代表取締役
常勤監査役	新 保 康 博	
監査役	松 本 健 吾	松本総合法律事務所・弁護士 株式会社プレスト 監査役 ブルーホライズン債権回収株式会社 監査役
監査役	池 田 勉	池田公認会計士事務所・公認会計士 赤坂有限責任監査法人 代表社員

- (注) 1. ※印は代表取締役であります。
 2. 取締役森岡幸人氏は、社外取締役であります。
 3. 監査役松本健吾、池田 勉の両氏は、社外監査役であります。
 4. 当社は取締役森岡幸人氏および監査役松本健吾、池田 勉の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。
 5. 監査役池田 勉氏は、公認会計士の資格を有していることから、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

② 事業年度中に辞任した取締役および監査役

当事業年度中に辞任した取締役および監査役はおりません。

③ 取締役および監査役の報酬等

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (社 外 取 締 役)	4 名 (1 名)	35百万円 (3 百万円)
監 査 役 (社 外 監 査 役)	3 名 (2 名)	11百万円 (6 百万円)
合 計	7 名	46百万円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成21年6月25日開催の第63回定時株主総会において月額4百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名(うち、社外取締役は2名)です。
3. 監査役の報酬限度額は、平成21年6月25日開催の第63回定時株主総会において月額2百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名(うち、社外監査役は3名)です。
4. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針および委任に関する事項は、役員個別の基本報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長芝辻直基がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬額としております。取締役会は、当該権限が代表取締役社長芝辻直基によって適切に行使されるよう、社外取締役および社外監査役に原案を諮問のうえ答申を得るものとし、代表取締役社長芝辻直基は当該答申の内容に従って決定しなければならないこととしております。
- なお、代表取締役社長芝辻直基に権限を委任した理由は、当社グループを取巻く環境、当社グループの経営状況等を最も熟知し、総合的に役員の報酬を決定できると判断したためです。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役森岡幸人氏は、株式会社クオーレ、株式会社エムズ・ブロー、株式会社オリンポスホールディング、オリンポス債権回収株式会社の代表取締役を兼務しておりますが、当該各社と当社との間に特別な関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

監査役松本健吾氏は、ブルーホライゾン債権回収株式会社の社外監査役を兼務しておりますが、当社との間に特別な関係はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会（12回開催）		監査役会（12回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役森岡幸人	10回	83%	—	—
監査役松本健吾	12回	100%	12回	100%
監査役池田勉	12回	100%	12回	100%

(注) 1. 取締役会における発言状況

- (1) 取締役森岡幸人氏は、当事業年度開催の取締役会10回に出席し、金融業界における豊富な経験と専門的な見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行なうとともに、経営陣の監督に努めております。
- (2) 監査役松本健吾氏は、弁護士としての専門的な見地から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行なっております。
- (3) 監査役池田勉氏は、公認会計士として企業会計もしくは税務的な見地から、公正な意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行なっております。

2. 監査役会における発言状況

- (1) 監査役松本健吾氏は、当事業年度開催の取締役会および監査役会の全てに出席し、弁護士としての専門的な見地から、内部監査について適宜、必要な発言を行なっております。
- (2) 監査役池田勉氏は、当事業年度開催の取締役会および監査役会の全てに出席し、公認会計士として当社の経理システムならびに内部監査について適宜、必要な発言を行なっております。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および監査役全員との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

⑥ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役、管理職従業員を被保険者とした役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。故意または重過失に起因する損害賠償請求につきましては、上記保険契約により填補されません。

なお、保険料は全額当社が負担しております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績および報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行なっております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に定める、「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。

その概要は以下のとおりであります。

① 取締役ならびに使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社は、すでにコンプライアンス規程を定めており、上記規程の内容について代表取締役、ならびに各取締役が使用人への周知を図り、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。タイムリーディスクロージャーについては、これを所管する経営管理部において東京証券取引所の基準に従って適正に開示されているかどうかをチェックするため、内部監査室を設置し監視するものとする。

ロ. 財務報告の適正性を確保するため、代表取締役および取締役は全使用人に対し、適正な財務諸表の作成がきわめて重要性を有するものであることをあらゆる機会に認識させるよう努めるものとする。また、当社は、財務諸表作成のプロセスにおいて、虚偽記載ならびに誤謬等が生じないよう社内通報規程に則り各部に所属する使用人が相互に牽制するシステムを構築するものとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は文書管理規程を定め、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的記録（以下「文書等」という。）に保存する。取締役および監査役は、上記文書管理規程により、常時これら文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社はリスク管理規程を定め、同規程第3章にある当社のリスク管理基本方針を確認し、リスク状況の監視ならびに全社的対応は経営管理部が主管部署として所管し、各部の所管業務に付随するリスク管理は、各部が行うものとする。当社は、社内研修規程を定め、リスク管理、コンプライアンス、および個人情報保護等に関する取締役・使用人に対する研修を義務付けるものとする。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、定例の取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定および職務執行に関する基本事項の意思決定を機動的に行っております。
また、取締役および使用人が業務分掌・職務権限規程に基づき職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制をとっております。
- ⑤ 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社の子会社は次のとおりである。
- ・株式会社プレスト
 - ・FREアセットマネジメント株式会社
- イ. 当社および子会社の各取締役会は、各社の業務の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限・責任を保有する。
- ロ. 当社および子会社は、各社内における内部統制の構築を目指し、当社に企業グループ全体の内部統制に関する担当部署を経営管理部内に設ける。当社の内部監査室は、当社の業務の適正の確保をチェックする。また当社は、子会社管理規程に基づき、内部統制に関する子会社との間の情報の共有化、ならびに子会社に対する指導・管理等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築するように努めるものとする。
- ハ. 内部監査室は、その結果を経営管理部内にある企業グループ全体における内部統制に関する担当部署に報告する。上記担当部署は、当社代表取締役、ならびに子会社社長に当該内容を報告し、必要に応じて企業グループ全体における業務の適正性確保のための改善策を提案し、これを実施するものとする。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、ならびに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
当社において、監査役の職務を補助すべき使用人は当面配置しない。但し監査役から当該使用人の配置を求められた場合、専任の担当者を配置し、かつ専任者の評価および異動等においても、独立性を確保する体制とする。

⑦ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、ならびに監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役および使用人は、監査役に対して、取締役会規程、社内通報規程、リスク管理規程、およびコンプライアンス規程等に基づいて、当社および子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況に関する事項、および社内通報状況に関する事項等の内容を速やかに報告する。
- ロ. 当社は、監査役による業務執行取締役、ならびに執行役員その他使用人から、随時個別にヒアリングする機会を積極的に設け、さらに代表取締役、および監査法人との間において定期的に意見交換する機会を設けるものとする。監査役の業務遂行に非協力の場合の懲戒については、就業規則・役員就業規則の条項を適宜適用するものとする。
- ハ. 当社監査役は、内部監査室を通じて、当社の業務の適正性確保のため必要な措置を講じることができるものとする。当社内部監査室は、監査役に対して、業務の適正に関する情報を定期的に提供するものとする。
- ニ. 監査役がその職務執行について生ずる費用は、円滑に処理を行うものとする。

⑧ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社の「企業倫理行動指針」において、社会の秩序や安全、企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力および団体に対して、毅然とした態度をもって一切の関係を遮断することを定め、不当要求等に対しては、警察や弁護士等の外部専門機関と緊密に連携し、組織的に対応するものとする。

⑨ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

金融商品取引法等が定める財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制の体制整備、運用、評価を継続的に行うことで、不備に対する必要な是正措置を講ずるものとする。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

- ① 主な会議の開催状況として、取締役会は12回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性および効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が出席いたしました。その他、監査役会は12回開催いたしました。
- ② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長および他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- ③ 内部監査室は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行および子会社の業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。

(7) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(8) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分につきましては、利益還元を念頭に置き、総合的に経営を勘案して、収益状況に対応した配当を行うことを基本としております。

また、当社では会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。

今後の利益還元につきましては、財務基盤の安定と将来の事業展開のために内部留保の充実を図りつつ、業績の推移等を注視しながら、剰余金の配当を行ってまいりたいと考えております。

連結貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	779	流 動 負 債	117
現金及び預金	752	支払手形及び買掛金	1
棚卸資産	0	1年内返済予定の長期借入金	32
未収収益	18	未払費用	8
その他	7	前受収益	9
固 定 資 産	1,621	預り金	49
有形固定資産	1,587	未払法人税等	7
建物	276	未払消費税等	4
土地	1,308	賞与引当金	5
その他	2	固 定 負 債	247
無形固定資産	1	長期借入金	108
ソフトウェア	1	退職給付に係る負債	6
その他	0	役員退職慰労引当金	10
投資その他の資産	32	繰延税金負債	68
投資有価証券	6	その他	54
長期貸付金	54	負 債 合 計	364
差入保証金	10	純 資 産 の 部	
長期前払費用	0	株 主 資 本	2,036
その他	14	資 本 金	100
貸倒引当金	△53	資 本 剰 余 金	2,072
資 産 合 計	2,400	利 益 剰 余 金	△136
		自 己 株 式	△0
		純 資 産 合 計	2,036
		負 債 純 資 産 合 計	2,400

連結損益計算書

(令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	362
不動産賃貸事業売上高	169
不動産管理事業売上高	193
売 上 原 価	64
売 上 総 利 益	297
販売費及び一般管理費	304
営 業 損 失	6
営 業 外 収 益	2
受 取 利 息	0
受 取 配 当 金	0
償 却 債 権 取 立 益	0
そ の 他	1
営 業 外 費 用	3
支 払 利 息	3
そ の 他	0
経 常 損 失	8
特 別 利 益	8
固 定 資 産 売 却 益	8
特 別 損 失	32
固 定 資 産 除 却 損 失	3
減 損 損 失	29
税金等調整前当期純損失	32
法人税、住民税及び事業税	21
法人税等調整額	△0
当 期 純 損 失	53
親会社株主に帰属する当期純損失	53

連結株主資本等変動計算書

(令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計	
当 期 首 残 高	100	2,072	△148	△0	2,024	2,024
誤謬の訂正による累積的影響額			64		64	64
誤謬の訂正を反映した当期首残高	100	2,072	△83	△0	2,089	2,089
当 期 変 動 額						
親会社株主に帰属 する当期純損失			△53		△53	△53
当期変動額合計	－	－	△53	－	△53	△53
当 期 末 残 高	100	2,072	△136	△0	2,036	2,036

連結注記表

1. 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 2社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社プレスト
FREアセットマネジメント株式会社

② 非連結子会社の状況

非連結子会社はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社および関連会社の状況

持分法適用の非連結子会社および関連会社はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社および関連会社の状況

持分法非適用の非連結子会社および関連会社はありません。

(3) 連結の範囲および持分法の適用の範囲の変更に関する事項

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社プレストは、令和3年8月31日開催の同社株主総会決議により同日解散を決議しており、現在清算中でありま
す。このため事業年度については、他の連結グループ会社に併せて調
整しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

イ. その他有価証券

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切
下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建
物（建物附属設備を除く）および平成28年4
月1日以降に取得した建物附属設備及び構築
物は定額法

主な耐用年数 建物8～47年

その他2～30年

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ロ. 無形固定資産
(リース資産を除く) ・ 自社利用のソフトウェア | <p>社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法</p> |
| ③ 重要な引当金の計上基準 | |
| <ul style="list-style-type: none"> イ. 貸倒引当金 | <p>債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ロ. 賞与引当金 | <p>一部の連結子会社は、従業員に対する賞与の支出に備えて、所定の計算方法により算出した支給見込額を計上しております。</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ハ. 役員退職慰労引当金 | <p>一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p> |
| ④ その他連結計算書類作成のための重要な事項 | |
| <ul style="list-style-type: none"> イ. 控除対象外消費税等の会計処理 | <p>控除対象外消費税および地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ロ. 収益及び費用の計上基準 | <p>不動産管理事業
不動産の設備保守管理、清掃、警備、テナント管理等を行う事業であります。
不動産管理契約に基づき、上記業務のサービスを提供する義務を負っており、当該履行義務は一定期間にわたり充足されるものであります。マンスリーレポートを提出し、契約に基づいた金額を収益として認識しております。取引価格は、契約により決定されております。</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ハ. 退職給付に係る会計処理の方法 | <p>退職給付に係る負債および退職給付費用の計算は、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。</p> |

⑤ 会計方針の変更

収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

収益認識会計基準等の適用による、当連結会計年度の損益及び期首利益剰余金に与える影響はありません。

また、「収益認識会計基準」第89－3項に定める経過的な取り扱いに従って、前連結会計年度に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

⑥ 表示方法の変更

「時価の算定に関する会計基準」等の適用について

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用

し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44－2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、時価をもって連結貸借対照表価額とする金融商品を保有しておらず、連結計算書類に与える影響はありません。

⑦ 追加情報

固定資産の売却について

令和4年3月30日開催の取締役会において子会社のFREアセットマネジメント株式会社の固定資産を売却することを決議しました。売却の概要は以下の通りであります。

売却概要

種 類	土地 (16,701.01㎡)
所 在 地	福島県西白河郡矢吹町堰の上259番48
売却価額	150百万円
帳簿価額	78百万円
契 約 日	5月14日
引 渡 日	5月20日

3. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

① 当連結会計年度計上額

減損損失 29百万円（詳細は、6.連結損益計算書に関する注記（2）

減損損失に記載の通りであります。）

固定資産（賃貸等不動産） 1,169百万円

当連結会計年度において一部の物件に減損損失を計上しておりますが、他の物件において翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクに鑑みて開示項目として識別しております。

② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

イ. 算出方法

賃貸不動産は規則的に減価償却されますが、減損の兆候があると認められた場合、減損損失の認識の要否を判定する必要があります。当社グループの一部の賃貸不動産（期末帳簿価額は1,045百万円）については減損の兆候が認められ、割引前将来キャッシュフローが資産グループの帳簿価額を下回りましたが、減損損失の測定において、その市場価額が帳簿価額を上回っておりませんでしたので、減損損失を認識しておりません。

ロ. 主要な仮定

賃貸不動産の市場価額を算出するにあたって、DCF法による収益価格を主要な指標として考えており、その指標の主要な仮定は、純収益の予測、割引率、還元利回り等です。純収益の予測において収入項目では、現行の賃貸借契約期間満了までは賃貸借契約に基づく契約賃料を基礎とし、満了後は、査定した継続賃料変動率によって安定的な水準と認められる賃料を想定しております。

割引率は、長期投資における期待利回りの指標となる長期国債の利回り等を基準としたリスクフリーレートに、対象不動産のリスクプレミアムを加味して求める方法から7.8%を想定しております。当期の還元利回りは、最もリスクが低い地域に位置する類似用途の利回りを基準とし、対象不動産に対するスプレッドを加算し、8.0%を想定しております。

なお、当社グループとしましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響は、令和5年3月期までには収束するものと仮定しており、賃料や割引率に与える影響は限定的と判断しております。

ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定の指標のうち、純収益の予測の収入項目は、新型コロナウイルス感染症の影響を含めた経済環境の変動や借主の業界状況、金利の変動、資産の減価等を理由に見積りの不確実性が高いと想定されます。仮に契約賃料が今後下落することを想定した場合、10%及び15%下落では減損損失は発生せず、18%下落では3百万円の減損損失発生リスクが生じることになります。

4. 誤謬の訂正に関する注記

当連結会計年度において、令和2年3月期に子会社化したFREアセットマネジメント株式会社の取得時の連結決算処理における保有する不動産の時価評価に伴う税効果の会計処理について誤りがあることが判明したため、誤謬の訂正を行いました。

当該誤謬の訂正による累積的影響額は、当連結会計年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されております。

この結果、連結株主資本等変動計算書の当期首残高は、繰越利益剰余金が64百万円増加しております。

5. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 棚卸資産の内訳
原材料及び貯蔵品 0百万円
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 712百万円

6. 連結損益計算書に関する注記

- (1) 売上高
売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額 193百万円
- (2) 減損損失

当連結会計年度において下記の通り減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	減損損失額
茨城県結城市	賃貸住居施設	土地及び建物	29百万円

当社グループは、減損会計の適用にあたって概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグルーピングを行っており、当該賃貸住居施設については、個別物件単位でグルーピングを行っております。

翌連結会計年度において賃貸借契約が満了となる物件の契約更新が当連結会計年度末においても見込めない状況であるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。その内訳は、土地9百万円、建物19百万円であります。

回収可能価額については、対象物件のスペックでは周辺の不動産取引市場の需要に合うことを想定することは難しいと考え、建物価格を含まない土地価格相当額が妥当であるという判断をいたしました。なお、土地価格の算定においては、取引事例比較法を適用しており、対象物件の近隣地域内に想定した標準的画地の価格に、対象物件の個別性を反映して求めた比準価格を基に算定しております。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数	増加株式数	減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	96,013千株	一千株	一千株	96,013千株
A種優先株式	6,244千株	一千株	一千株	6,244千株
合計	102,257千株	一千株	一千株	102,257千株

- (2) 当連結会計年度の末日における自己株式の数
普通株式 65株

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画、設備計画に照らして、必要な資金を調達しますが、当連結会計年度末は銀行借入等の残高はありません。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引は利用しておりません。

② 金融商品の内容およびそのリスク

取引先企業等に対する差入保証金及び長期貸付金があります。長期貸付金には、個別に折衝し、入金日を約定し回収を図るものおよび回収努力をしておりますが、回収にある程度期間を要するものもあります。これらの長期債権に対して回収可能性を吟味し個別に貸倒引当金を設定しております。

③ 金融商品に係わるリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係わるリスク）の管理

当社は、営業部門と管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日、残高、財務状況を管理し、回収懸念の早期把握に努め、経理規程に基づき適切に処理しております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

ロ. 市場リスク（時価や金利等の変動リスク）の管理

当社は、営業債権債務について、現金決済を原則としているため、金利変動リスクはありません。

ハ. 資金調達に係わる流動性リスク（支払期日に実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しています。連結子会社においても同様に行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が無い場合には合理的に算定された価額が含まれております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
差入保証金	10	10	△0
長期債権			
長期貸付金	54		
貸倒引当金(※)	△53		
	0	0	△0
資産計	11	10	△0
長期借入金(1年内返済予定分を含む)	140	140	—
負債計	140	140	—

(※) 長期貸付金は個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

- (注) 1. 「現金及び預金」、「未収収益」、「支払手形及び買掛金」、「未払費用」、「預り金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
2. 市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	6
出資金	0

3. 金銭債権等の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	752	—	—	—
未収収益	18	—	—	—
差入保証金	4	5	—	—
長期貸付金	0	0	0	0
合計	776	5	0	0

4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	32	32	32	32	10	—
合計	32	32	32	32	10	—

5. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	10	—	10
長期貸付金	—	0	—	0
資産計	—	10	—	10
長期借入金	—	140	—	140
負債計	—	140	—	140

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等、適切な利率で割り引いた現在価値により算定する方法によって算定し、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金は、相手先別に個別に入金日を約定している債権と、今後回収折衝を行うものの債権回収が長期に亘ると見込まれる債権からなります。後者の債権回収には今後5年間を要すると想定し、与信上の信用リスクの分類に基づき時価算定を行なっております。時価は連結会計年度末日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額について将来回収キャッシュ・フローを見積もり、長期借入金利率等の適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定分を含む）

長期借入金の時価は、連結決算日後から返済時期までの残存期間の将来キャッシュ・フローを国債の利回り等の利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

9. 賃貸等不動産に関する注記

当社グループでは、千葉県および茨城県において賃貸商業施設および賃貸住居施設を所有しております。これらの賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額および時価は以下のとおりであります。

なお、当連結会計年度に賃貸保育所施設を売却しております。

(単位：百万円)

用途	連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額 (△は減少)	当連結会計年度末残高	
賃貸商業施設	1,088	△42	1,045	1,290
賃貸保育所施設	29	△29	—	—
賃貸住居施設	104	△2	102	132
賃貸住居施設	55	△33	21	21
合計	1,277	△107	1,169	1,443

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度増減額のうち、減少額は売却によるものと減損損失及び減価償却費の計上によるものであります。
3. 当連結会計年度末の時価は、不動産鑑定士による不動産鑑定評価書等を基準に、公示価格や近隣の商業環境等の情勢を勘案した金額を使用して算定しております。

また、賃貸等不動産に関する令和4年3月期における損益は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

用途	連結損益計算書における金額		
	営業収益	営業原価	営業利益
賃貸商業施設	134	50	83
賃貸保育所施設	2	2	0
賃貸住居施設	20	6	14
賃貸住居施設	10	4	5
合計	168	64	104

- (注) 営業収益および営業原価は、賃貸収益とこれに対応する費用（減価償却費、修繕費、保険料、租税公課等）であり、それぞれ「不動産賃貸事業売上高」および「売上原価」に計上しております。

10. 収益認識関係

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

令和4年3月期における収益認識の時期別に分解した顧客との契約から生じる収益は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	不動産管理事業	合計
一時点で移転される収益	—	—
一定の期間にわたって移転される収益	193	193
外部顧客への売上高	193	193

売上高合計と顧客との契約から生じる収益との関係は以下のとおりであります。
なお、その他の収益は、リース取引に関する会計基準に基づく賃貸収入等であり
ます。

(単位：百万円)

	不動産賃貸事業	不動産管理事業	合計
顧客との契約から生じる収益	—	193	193
その他の収益	169	—	169
売上高合計	169	193	362

11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 Δ 18円84銭
(2) 1株当たり当期純損失 2円06銭

12. 重要な後発事象

該当事項はありません。

貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	78	流 動 負 債	50
現金及び預金	75	1年内返済予定の長期借入金	32
原材料及び貯蔵品	0	未払費用	3
前払費用	2	前受収益	9
その他	0	預り金	1
固 定 資 産	1,910	未払法人税等	1
有 形 固 定 資 産	1,048	未払消費税	3
建 物	169	固 定 負 債	166
工具、器具及び備品	0	長期借入金	108
土 地	878	退職給付引当金	4
無 形 固 定 資 産	0	その他	54
ソフトウェア	0	負 債 合 計	217
投資その他の資産	861	純 資 産 の 部	
投資有価証券	6	株 主 資 本	1,771
関係会社株式	839	資 本 金	100
長期貸付金	54	資 本 剰 余 金	2,072
その他	15	資 本 準 備 金	85
貸倒引当金	△53	その他資本剰余金	1,987
資 産 合 計	1,989	利 益 剰 余 金	△401
		その他利益剰余金	△401
		繰越利益剰余金	△401
		自 己 株 式	△0
		純 資 産 合 計	1,771
		負 債 純 資 産 合 計	1,989

損益計算書

(令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	137
売 上 原 価	53
売 上 総 利 益	84
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	146
営 業 損 失	61
営 業 外 収 益	1
営 業 外 費 用	3
経 常 損 失	63
特 別 利 益	0
税 引 前 当 期 純 損 失	63
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税	1
当 期 純 損 失	64

株主資本等変動計算書

(令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他 利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計			
当期首残高	100	85	1,987	2,072	△336	△336	△0	1,836	1,836
当期変動額									
当期純損失					△64	△64		△64	△64
当期変動額 合計	-	-	-	-	△64	△64	-	△64	△64
当期末残高	100	85	1,987	2,072	△401	△401	△0	1,771	1,771

個別注記表

1. 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

2. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 子会社株式および関連会社株式 移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

③ 棚卸資産

・原材料及び貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）および平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～17年

工具、器具及び備品 6年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) その他計算書類作成のための重要な事項

控除対象外消費税等の
会計処理方法

控除対象外消費税および地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

① 当事業年度計上額

減損損失 一百万円、 固定資産（賃貸等不動産）1,045百万円

（当事業年度において減損損失を計上しておりませんが、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクに鑑みて開示項目として識別しております）

② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

その他見積りの内容に関する理解に資する情報については、連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記 固定資産の減損 ②その他見積りの内容に関する理解に資する情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

554百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引以外の取引高

0百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 65株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

繰越欠損金	455百万円
債権償却損	1,072百万円
貸倒引当金	17百万円
棚卸資産評価損	108百万円
減価償却限度超過額	97百万円
有価証券評価損	21百万円
その他	45百万円
繰延税金資産小計	1,818百万円
評価性引当額	△1,785百万円
繰延税金資産合計	32百万円

繰延税金負債

長期前受収益	32百万円
繰延税金負債合計	32百万円
繰延税金資産純額	一百万円

8. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	△21円59銭
(2) 1株当たり当期純損失	2円18銭

10. 重要な後発事象

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

令和4年5月23日

株式会社 RISE
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 志保

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社RISEの令和3年4月1日から令和4年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社RISE及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りがあるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第76期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年5月24日

株式会社RISE 監査役会

常勤監査役 新保康博 ㊞

監査役 松本健吾 ㊞

監査役 池田勉 ㊞

(注) 監査役松本健吾、池田 勉の両氏は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

令和4年5月23日

株式会社 RISE
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志保
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社RISEの令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第76期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - 一 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - 二 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - 三 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年5月24日

株式会社RISE 監査役会

常勤監査役 新保康博 ㊟

監査役 松本健吾 ㊟

監査役 池田勉 ㊟

(注) 監査役松本健吾、池田 勉の両氏は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第20条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置を取る旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第20条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第20条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第20条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第20条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(附則)</p> <p>1. <u>定款第20条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である令和4年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第20条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役4名全員が、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の種類および数
1	しば つじ なお き 芝 辻 直 基 (昭和33年7月31日生)	昭和57年4月 株式会社第一勧業銀行(現株式会社みずほ銀行) 昭和63年4月 ドイツ証券会社 東京支店(現ドイツ証券会社 東京支店) 平成6年7月 クレディ・リヨネ証券会社 東京支店(現クレディ・アグリコル証券会社 東京支店) 平成13年8月 極東証券株式会社 平成13年12月 ジャパン・リート・アドバイザーズ株式会社代表取締役 平成14年4月 同社取締役管理部長 平成15年10月 同社チーフ・ファイナンシャル・オフィサー 平成18年6月 グロース・リート・アドバイザーズ株式会社代表取締役 平成21年4月 東京グロースリート投資法人 執行役員(現インヴィンシブル投資法人) 平成22年2月 コンソナント・インベストメント・マネジメント株式会社代表取締役 平成26年7月 サムティアセットマネジメント株式会社 平成26年10月 同社リート運用本部リート企画部部長 平成27年12月 同社コンプライアンスチーム マネージャー 平成28年4月 同社コンプライアンスチーム シニア・コンプライアンスオフィサー 平成28年9月 同社 退職 平成29年2月 当社入社 顧問 平成29年2月 株式会社プレスト 代表取締役社長 平成29年6月 当社代表取締役社長(現任) 令和2年1月 F R Eアセットマネジメント株式会社 取締役(現任) 令和3年8月 株式会社プレスト 代表清算人(現任)	普通株式 0株 優先株式 0株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式 の種類および数
2	<p style="text-align: center;">やま ぐち たつ や 山 口 達 也 (昭和46年4月5日生)</p>	<p>平成6年4月 NISグループ株式会社(旧商号株式会社ニッシン)入社 平成15年10月 同社経営企画部副部長 平成16年3月 ニッシン債権回収株式会社(現ブルーホライゾン債権回収株式会社)入社 同社経営企画部長 平成17年11月 同社経営企画部長兼総務部長 平成18年8月 同社執行役員経営管理部長 平成19年6月 同社常務取締役(現任) 平成28年6月 当社取締役 平成28年6月 株式会社プレスト 取締役 平成29年2月 当社代表取締役社長 平成29年6月 当社取締役(現任) 令和2年1月 F R Eアセットマネジメント株式会社 取締役(現任)</p>	<p>普通株式 2,600株 優先株式 0株</p>
3	<p style="text-align: center;">い とう まさ お 伊 藤 正 男 (昭和33年2月21日生)</p>	<p>昭和57年4月 山田測量設計株式会社(現株式会社山田債権回収管理総合事務所)入社 平成15年7月 ニッシン債権回収株式会社(現ブルーホライゾン債権回収株式会社)入社 同社事業開発部長 平成19年6月 同社執行役員事務企画部長 平成19年12月 同社執行役員法務部長 平成23年4月 有限会社ジェイ・ワン・インベストメンツ取締役 平成27年12月 ブルーホライゾン債権回収株式会社 内部統制部長 平成28年6月 株式会社プレスト 取締役 平成28年6月 当社取締役(現任)</p>	<p>普通株式 3,500株 優先株式 0株</p>

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社株式 の種類および数
4	もり おか ゆき ひと 森 岡 幸 人 (昭和33年9月25日生)	昭和57年4月 株式会社レイクス社 昭和63年10月 株式会社ダイリツ入社 営業管理課長及び取締役事業本 部長 平成元年3月 株式会社ハーツコーポレーショ ン代表取締役 平成2年2月 株式会社バスキー 取締役事業 本部長及び代表取締役 平成13年8月 株式会社クオーレ代表取締役 (現任) 平成14年2月 株式会社エムズ・ブrouw代表取 締役 (現任) 平成19年5月 株式会社オリンポスホールディ ング代表取締役 (現任) 平成19年6月 オリnpos債権回収株式会社 代表取締役 (現任) 平成28年6月 当社取締役 (現任)	普通株式 0株 優先株式 0株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、取締役、監査役を被保険者とした役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。故意または重過失に起因する損害賠償請求につきましては、上記保険契約により填補されません。
各候補者が取締役に就任した場合、当該保険の被保険者として次回更新時には同内容で更新する予定としております。
なお、保険料は全額当社が負担しております。
3. 取締役候補者森岡幸人氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号の社外取締役候補者であります。
なお、当社は森岡幸人氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 森岡幸人氏を社外取締役候補者とした理由および職務を適切に遂行できると判断した理由は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 当社は、森岡幸人氏との間で責任限定契約を締結しており、再任の場合、同契約を継続する予定であります。その契約の内容の概要は、以下のとおりであります。「社外取締役は会社法第423条第1項の損害賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する。」
6. 森岡幸人氏の当社における社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。

以 上

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、令和4年6月28日（火曜日）の午後5時00分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) パソコンによる方法

- ① 議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ② 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ③ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

①議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。

(「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。)

②セキュリティの観点からQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。

2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。

③スマートフォンの機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。

QRコードでのログインができない場合には、上記2. (1) パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

(1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

(2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

定時株主総会会場ご案内図

東京都千代田区西神田三丁目2番1号
住友不動産千代田ファーストビル南館2F
ベルサール神保町 ROOM「A B C」
電話03-3222-7890



■会場最寄駅

- 「九段下駅」7番出口徒歩3分（東西線）
- 「九段下駅」5番出口徒歩4分（半蔵門線・新宿線）
- 「神保町駅」A2出口徒歩5分（半蔵門線・新宿線・三田線）
- 「水道橋駅」西口徒歩9分（JR線）
- 「飯田橋駅」A5出口徒歩9分（東西線）
- 「飯田橋駅」東口徒歩12分（JR線）

お願い

- 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。